第二十条の十七　法第三十八条の四第四項において準用する法第三十八条第三項第二号及び第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、第二十条の二に規定する日とする。

第二十条の十八　法第三十八条の四第四項において準用する法第三十八条第三項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める株式は、第二十条の三各号に掲げるものとする。

第二十条の八を第二十条の十四とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第三十八条の三第五項に規定する子会社に類する者）

第二十条の十五　法第三十八条の三第五項に規定する会員の子会社その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該会員が議決権の過半数を保有する法人とする。

2　法第三十八条の三第五項に規定する当該一の株式会社の子会社その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する法人とする。

第二十条の七を第二十条の十三とする。

第二十条の六の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別株式買取りを行った場合における特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件）」を付し、同条第一項第一号中「発行している者」の下に「（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する銀行等（当該議決権の過半数を一の株式会社が保有する場合にあっては、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する銀行等を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた銀行等）」を加え、同条を第二十条の十とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十条の十一　法第三十八条の三第四項において準用する法第三十八条の二第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、第二十条の六に規定する日とする。

第二十条の十二　法第三十八条の三第四項において準用する法第三十八条の二第三項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める株式は、第二十条の七各号に掲げるものとする。

第二十条の五を第二十条の八とし、第二十条の四を第二十条の九とし、第二十条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（発行会社株式買取りの申込みに係る株式の要件）」を付し、同条第一項第一号中「発行している者」の下に「（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する銀行等（当該議決権の過半数を一の株式会社が保有する場合にあっては、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する銀行等を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた銀行等）」を加え、同条を第二十条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十条の六　法第三十八条の二第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成二十九年三月三十一日とする。

2　法第三十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。

第二十条の七　法第三十八条の二第三項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める株式は、次に掲げるものとする。

一　優先持分であって、当該優先持分を発行した特別目的法人に対し、前条第一項に規定する日までに当該優先持分と引換えに当該特別目的法人の議決権の過半数を保有する者が発行する法第三十八条の二第三項第一号に掲げる株式の交付を請求することができるもの（法第三十八条の二第三項第一号に掲げる株式を除く。）

二　優先持分であって、当該優先持分を発行した特別目的法人が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先持分を前条第二項に規定する日までに取得することができるもの（当該優先持分と引換えに当該優先持分の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、法第三十八条の二第三項第一号及び第三号に掲げる株式を除く。）

第二十条の二を第二十条の四とする。

第二十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別株式買取りの申込みに係る株式の要件）」を付し、同条第一項第一号中「発行している者」の下に「（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する一の株式会社（当該一の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有する株式会社を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた株式会社）」を加え、同条第二項中「第二十条の三第二項、第二十条の六第二項及び第二十条の九第二項」を「第二十条の五第二項、第二十条の十第二項及び第二十条の十六第二項」に改め、同条第三項中「この項、第二十条の三第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の九第三項において」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二十条の二　法第三十八条第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成二十九年三月三十一日とする。

2　法第三十八条第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。

第二十条の三　法第三十八条第三項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める株式は、次に掲げるものとする。

一　専ら法第三十八条第三項第一号に掲げる株式を発行している株式会社（法第二条第三号及び第四号に掲げる者を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人（以下「特別目的法人」という。）が発行する優先株式（以下「優先持分」という。）であって、当該優先持分を発行した特別目的法人に対し、前条第一項に規定する日までに当該優先持分と引換えに当該特別目的法人の議決権の過半数を保有する者が発行する法第三十八条第三項第一号に掲げる株式の交付を請求することができるもの（法第三十八条第三項第一号に掲げる株式を除く。）

二　優先持分であって、当該優先持分を発行した特別目的法人が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先持分を前条第二項に規定する日までに取得することができるもの（当該優先持分と引換えに当該優先持分の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、法第三十八条第三項第一号及び第三号に掲げる株式を除く。）

第二十一条の見出し中「株式」を「対象株式等」に改め、同条中「株式の処分」を「対象株式等の処分」に改め、同条第三号中「株式」を「対象株式等」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　対象株式等の銘柄及び対象株式等の数

附　則

この命令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年七月六日）から施行する。

省　令

○財務省令第五十一号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の六の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行が受ける資本金額の増加の登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令を次のように定める。

平成二十一年七月三日

財務大臣　与謝野　馨

株式会社日本政策投資銀行が受ける資本金額の増加の登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令

株式会社日本政策投資銀行が、その受ける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の六に規定する資本金の額の増加の登記につき同条の規定の適用を受けようとする場合には、当該登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての財務大臣の証明書で、当該登記に係る資本金の額の増加が同法附則第二条の二の規定による出資又は同法附則第二条の四第二項の規定による償還によるものであることの記載があるものを添付しなければならない。

附　則

この省令は、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

○財務省令第五十二号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の三第五項、第二条の四第五項及び第二条の五第三項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行に交付される国債の発行等に関する省令を次のように定める。

平成二十一年七月三日

財務大臣　与謝野　馨

株式会社日本政策投資銀行に交付される国債の発行等に関する省令

（国債の名称）

第一条　株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の三第一項の規定により発行する国債（以下単に「国債」という。）の名称は、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国庫債券とする。